

## 老人訪問看護ステーション「コスモス」運営規定

### (事業の目的)

#### 第1条

医療法人 仁寿会が開設する老人訪問看護ステーション コスモス(以下「ステーション」という。)が行う指定老人訪問看護の事業及び指定訪問看護事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、利用者が病気やけが等により家庭において継続して療養を受ける状態にあり、かかりつけの医師が指定老人訪問看護又は、指定訪問看護(以下「訪問看護」という。)の必要を認めた高齢者に対し、適正な訪問看護を提供することを目的とする。

### (運営の方針)

#### 第2条

1. ステーションの看護師等は、老人等の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。
2. 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、高齢者支援センター、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

### (事業所の名称等)

#### 第3条

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

1. 名 称 老人訪問看護ステーション「コスモス」
2. 所在地 多治見市小名田町西ケ洞7 1 - 1 番地

### (職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 ステーションに勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

1. 管理者 看護師1名  
管理者は、ステーションの従業者の管理及び指定訪問看護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。
2. 職 員  
看護師5名(常勤4名、非常勤1名)うち管理者1名  
理学療法士3名(常勤3名)作業療法士1名(常勤1名)  
在宅におけるリハビリテーションを担当する  
看護師等は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書を作成し、指定訪問看護の提供に当たる。

### (営業日及び営業時間)

第5条 ステーションの営業日及び営業時間は、事業者 医療法人 仁寿会規程に準じて定めるものとする。

1. 営業日 月曜日から土曜日までとする。但し休祭日と年末年始、12月29日から1月3日までを除く。
2. 営業時間 午前9時00分から午後5時00分までとする。
3. 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(訪問看護の内容)

第6条 訪問看護の内容は次のとおりとする。

1. 病状・障害の観察
2. 清拭・洗髪等による清潔の保持
3. 食事及び排泄等日常生活の世話
4. 褥瘡の予防・処置
5. リハビリテーション
6. ターミナルケア
7. 認知症患者の看護
8. 療養生活や介護方法の指導
9. カテーテル等の管理
10. その他医師の指示による医療処置

(利用料等)

第7条 介護保険の要介護の被保険者である利用者に訪問看護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、法定代理受領サービスであるときは、その1割又は2割の額とする。

1. 次条の通常の事業のサービス提供地域を越えて行う訪問看護に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。  
片道10km以上15kmまで200円
2. 医療保険での訪問看護を提供した場合の基本サービスは、次のとおりとする。  
訪問回数 週3回まで（難病・ガンの末期及び特別指示書の場合は毎日訪問可能）  
訪問時間 1回30分～  
交通費 10kmまで無料 片道10km以上 200円  
(1) 保険法に規定する訪問看護の場合  
訪問1回につき基本料金徴収する。)   
(2) 健康保険法に規定する訪問看護の場合  
訪問看護療養費に基づく負担額とする
3. その他の利用料  
介護保険や医療保険でカバーできない内容について訪問看護を提供した場合は、表【A】の利用料を徴収する。
4. 訪問看護を開始するに当たり、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、多治見市、土岐市（片道10km以内）、可児市桜ヶ丘・皐ヶ丘・桂ヶ丘

(緊急時等における対応方法)

#### 第9条

1. 看護師等は、訪問看護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。  
主治医に連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な処置を講じるものとする。
2. 看護師等は、前項について、しかるべき処置をした場合は、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

(苦情処理)

第10条 管理者は、提供した訪問看護に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

(事故発生時の対応)

#### 第11条

1. ステーションは、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町、利用者の家族、事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。
2. ステーションは、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。
3. ステーションは、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入している。

(個人情報の保護)

#### 第12条

1. ステーションは、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努める。
2. ステーションが得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(その他運営についての留意事項)

第13条 ステーションは、看護師等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

1. 採用時研修 採用後 3か月以内
2. 継続研修 年1回
3. 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
4. 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
5. この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は医療法人とステーションの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

#### 附 則

この運営規定は平成27年8月31日改定し、平成27年9月1日から施行する。